

職探ししたら生活保護費支給…でも半額

ハローワークに通えば1日1千円の生活保護費を支給するが、支給額は1カ月分の半分ほど——。群馬県桐生市による50代男性への生活保護費の支給に問題があったとして、群馬司法書士会が桐生市長あてに改善を求める要請書を出した。

21日に会見した同会の仲道宗弘副会長によると、男性は7月に生活保護を申請。市職員から「1日に1千円を手渡す」と告げられ、それ以上の説明はなかったという。

男性は朝ハローワークに通い、職探しの証拠として判子をもらい、市

群馬・桐生市

役所で見せて職員から1千円を受け取っていた。その他の出費は、領収書を見せて追加支給を受けた。こうして9月に受け取った額は計3万8千円で、本来の7万1460円を下回った。

男性の相談を受けた仲道氏が指摘すると、市は10月にそれまでの不足分13万4180円を支給した。仲道氏は会見で過剰な生活指導で法を逸脱していると批判。ほかにも生活保護費を全額受け取っていない受給者がいる」としている。(川村さくら)

るとし、今後、市を相手に法的措置も検討していくといふ。

桐生市は「個別のケースは答えられない」としつつ、一般論として、金銭管理に不安がある受給者には、本人の同意を得て一時的に支給額を「預かる」ことがあると説明。「対応自体は適法」とし、分割支給について「説明責任を果たせていなかつた」とした。

厚生労働省は今回の件について「必ずしも違法とは言えないが、要件を課して支給することは適切と言えない」としている。(川村さくら)

1日1000円手渡し 司法書士会が改善要請